■整備方針の評価について

1. 評価指標について

ここでは、本庁舎整備に係る評価指標について、第2回策定委員会及び市民対話(第3回、4回) の結果を踏まえ、再整理を行う。

1)新たな指標の設定

策定委員会及び市民対話双方から、職員の就業環境の向上に関する意見が出されている。また、現 敷地の市民利用に関する多数の意見が出されている。

そのため、新たに「本庁舎の性能・機能」という指標を設け、評価する。

表 職員の就業環境に関する意見

区分	意見等	対応
策定委員会	・行政サービスの向上に資する職員の就業環境の改善	・新たに「本庁舎の性能・
	・就業環境や対応力を改善できる空間設備の水準の確保	機能(就業環境)」という
	に関する評価の観点	指標を設け、評価する
市民対話	・現在は気の毒になる環境であり、スペースも不足して	
	いる	
	・市民や来訪者が、そこで働きたくなるような環境	

表 現敷地の市民利用

区分	意見等	対応
策定委員会	・市民活動に相応しい場所としていくための検討の素材	・新たに「本庁舎の性能・
	・地域を元気するための公的施設のあり方も含めて検討	機能(市民活動)」という
	するための素材	指標を設け、評価する
	・市民のための市役所、市民のための空間	
市民対話	・市民活動支援機能(ホール、野外ステージ、集会施設)	
	・広場機能(カフェ、休憩スペース、公園・オープンス	
	ペース)	
	・社会教育機能(博物館、映画館、図書館等)	
	・体験機能(歴史や文化、食)	
	・宿泊機能	

2)評価方法の検討

策定委員会及び市民対話双方から、整備のコストや敷地の一部を民間利用(公民連携)するような 意見が出されていることから、時間・コストの評価のうち、整備に係るコストの試算を追加する。

表 整備コストに関する意見

区分	意見等	対応案	
策定委員会	・方策に応じたコストシミュレーション	・新庁舎整備にかかるコス	
	・新庁舎整備と合わせたまちの活性化・公民連携への取	トシミュレーションを実	
	組	施	
市民対話	・一部、民間セクター(商業施設、文化施設)の利用を	・公民連携の取組は、別途、	
	想定する	検討予定	

3)評価指標とは別に検討する事項

整備候補地に関する事項については、別途、資料4で検討する。また、本庁舎の機能配置については、評価指標には加えず、整備方針で検討する。

表 候補地について

区分	意見等	対応			
策定委員会	策定委員会 ○整備候補地について				
	・確保できる候補地を示し、評価軸を当てはめた結果				
	・深沢地域整備事業用地、野村総合研究所跡地への移転				
	の可否(シミュレーション)				

表 本庁舎の機能配置等について

区分	意見等	対応	
策定委員会	・機能の棲み分け、残すべき・大事にすべき機能の整理	・整備方針等で示していく	

2. 評価指標の再整理

前記の1.を踏まえ、本庁舎整備の評価指標を次のとおり再整理する。

1)防災·減災

前回と同様に、次の3つの指標により評価を行うこととする。

表 防災・減災の評価指標

評価軸	項目	考え方
①災害等へのリスク	①-1立地特性	・立地場所やアクセス経路が、災害時に被災する土地の
に対する本庁舎立		特性があるかどうか。
地		・災害応急対策活動の拠点(人的・物的支援先として) の立地としてどうか。
		・周辺も含め、災害時に活動拠点として機能するエリア をつくれるか。
②災害時にも強い本	②-1建物特性	・災害後も機能することを想定した耐震性を確保する。
庁舎構造		・免震構造とできるか。業務継続できるか。
③災害時の対応力・受	③-1災害応急対	・災害対策本部機能と災害応急対策業務との連携が直接
援力 策活動の拠		的に可能かどうか。
	点	・災害応急対策活動の拠点として、人的・物的な支援を 受入れるためのスペースが庁舎内に確保できるか。

2)本庁舎の性能・機能

新たに次の2つの指標により評価を行うこととする。

表本庁舎の性能・機能の評価指標

評価軸	項目	考え方
④職員の就業環境等	④職員の職務環境	・行政サービスを効率的に提供できる最適な就業環境があるか
		・職員が分散せず、集中させた配置ができるか
		・休憩・休息できるスペースがあるか
⑤市民活動	⑤市民活動	・市民活動ができる空間はあるか
		・市民活動ができる機能の配置が可能か

3)まちづくり

前回と同様に、次の2つの指標により評価を行うこととする。

表 まちづくりの評価指標

評価軸	項目	考え方
⑥鎌倉らしさの維 持・形成	⑥−1周辺環境への影響(高さ)⑥−2空地の確保	・現在地での整備の場合、風致地区規制等を遵守することの優先度をどうとらえるか。・緑化や圧迫感の低減、災害対策が可能な空地等の確保が可能かどうか。
⑦本庁舎立地の場所 性	⑦-1意義・精神性 ⑦-2 交通アクセス	 ・現在地(御成)にある本庁舎の意義をどうとらえるか。 ・鎌倉駅前や現在地に本来どのような機能・サービスが求められているか。 ・本庁舎がまちに与えている(与える)影響はどうか。 ・市民の利便性は確保されるか。 ・現在の本庁舎敷地の意義をどうとらえるか。

4)時間・コスト

前回と同様に、次の3つの指標により評価を行うこととするが、9仮庁舎の整備の項目に9-2として仮庁舎整備の費用を加えた。

表 時間・コストの評価指標

評価軸	項目	考え方
⑧整備のスケジュール⑨仮庁舎の整備	8-1都市計画変更8-2埋蔵文化財調査9-1仮庁舎敷地の必要性9-2	 ・合意形成に要する、埋蔵文化財調査に要する時間はどうか。(時間を要するだけでなく、場合によっては、一定の合意が得られない、整備をそのまま進められない可能性もある。) ・仮庁舎を確保することの課題をどうとらえるか。 ・仮庁舎整備に必要なコストはどの程度必要か。
	仮庁舎整備の費用	
⑩財政負担の軽減及 び公共施設再編と の連携	⑩-1 本庁舎そのものの 財政負担軽減方策 採用の可能性 ⑪-2 公共施設再編との 連携と現在地の活 用・他施設の削減等 の効果	・建設費、仮設庁舎費用、引越し費用、解体費用の縮減の度合いはどうか。 ・公共施設再編の推進が図れるか。 ・公的不動産の有効活用 (PRE) のしやすさはどうか。

3. 整備パターン

①昨年度の基礎調査報告書で示した整備パターンをベースにした分類

本庁舎機能更新に係る基礎調査報告書(平成28年3月)(以下「基礎調査報告書」という。)を基本とし、第2回策定委員会及び市民対話(第3回、4回)の結果を踏まえ、建設地と機能の配置を組合わせ、整備パターンを整理する。具体的には、現在地及び別敷地(移転先)の2つの敷地と、本庁舎に関連する行政機能だけでなく公共施設再編計画に基づいて検討すべき鎌倉生涯学習センター、中央図書館、福祉センター(以下、「学習C等」という。)の配置も検討に加えた組合わせとして、次の6つの整備パターンとし、それぞれ行政機能のボリューム・配置バランスや他の機能の複合化などのイメージを示した。なお、法令等の制限の変更等が必要であり、基礎調査報告書で参考(シミュレート)とした案A~Cの3つについてのイメージも併記した。

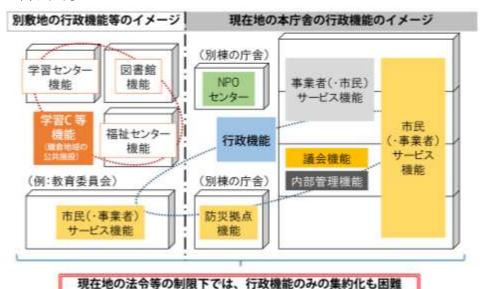
整備パターン		ーーーーーーーーーーーー ボパターン	現在地	別敷地(移転先)
	案①	現在地 建替え	現在地で本庁舎を建替えて 行政機能 (建替え)	新たに庁舎を建設し、行政機能(一部)を配置 「行政機能 (新設)
案 ①	1	(一部は別敷地で 確保)	・現在地だけで行政機能を集約した本庁舎 (現在地だけで行政機能を集約した本庁・ る規制の変更等を要する参考案 C の整 案②も同様)。) ・現在地と別敷地の2極化となり、複合化・ 設再編計画の主旨と一致しない	舎を整備するためには、現行法令によ 発備パターンを選ぶほかない(案①-2、
	案①_2	現在地 建替え (一部は別敷地で 確保) 十鎌倉地域の 再編	現在地での本庁舎を建替えに併せて学習 C 等を移転複合化(別敷地での整備面積を調整) 中央図書館 騒査生涯学習 C 等を移転複合化(別敷地での整備面積を調整) ・現在地だけで行政機能を集約した本庁舎複合化することで、現在地をより市民が倉地域の公共施設の再編による公共施・集約化できないため、現在地と別敷地のを大きくしていくと案③(移転)と近似して	部)を配置 「行政機能 (新設) 会は整備できないものの、学習 C 等を 「利用できる場所としていくとともに、鎌 設にかかるコストの削減が図れる。 の機能(面積)の配分について、別敷地
案	案2 1	現在地 長寿命化 (一部は別敷地で 確保)	本庁舎建物を長寿命化 ・建物を長寿命化する以外は、案①-1とに	新たに庁舎を建設し、行政機能(一部)を配置 行政機能 (新設)
2	案2-2	現在地 長寿命化 (一部は別敷地で 確保) 十鎌倉地域の 再編	本庁舎建物の長寿命化に併せて学習 C 等を移転複合化(別敷地での整備面積を調整) 中央図書館 日本	新たに庁舎を建設し、行政機能(一部)を配置 (行政機能 (新設)
	整備パターン		現在地	別敷地(移転先)
				(亚卍 90 年 11 日 90 日季昌入次収)

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

	案③ 1		既存本庁舎を活用し、学習 C 等、民間施設(、行政機能)を複合化(建物利用) 中央図書館 原金生涯学習 C 等	新たに本庁舎を建設し、行政機能を 全部または大部分を配置	
案 ③	案③-2	移転 (別敷地へ全部または大部分を移転)	中央図書館 鎌倉生涯学習で (鎌倉地域の 公共施設) ・いずれにしても行政機能が現在地に多少なりとも必要となれば、現在地にも別 敷地(移転先)にも行政機能が配置されることとなり、現在地と別敷地の2箇所 に行政機能を配置する案①(現在地建替え)のパターンの2箇所のバランスを 極端にした例に近似するものともいえる ・行政機能の全部又は大部分を移転させるため、現在地の建物・跡地利用を別 途考える必要がある ・跡地を更地にするかどうかで大きく2つのパターンが考えられる ・現在地に、学習 C 等や民間施設を複合化することで、現在地をより市民が利用 できる場所としていくとともに、鎌倉地域の公共施設の再編による公共施設に かかるコストの削減が図れる。		
参案	_	現在地 建替え (風致地区制限を 超過)	現在地で本庁舎を建替え (別敷地での整備面積を調整することで、学習C 等の配置も検討できる) 行政機能 (建替え)	新たに庁舎を建設し、行政機能(一部)を配置	
参考 案B		現在地 長寿命化 (風致地区制限を 超過)	現在地で本庁舎を建替え (別敷地での整備面積を調整することで、学習C 等の配置も検討できる) 行政機能 (長寿命化)	新たに庁舎を建設し、行政機能(一部)を配置	
参考 案C		現在地 建替え (風致地区制限を 超過、用途地域の変 更)	現在地で本庁舎を建替え (整備可能な面積の範囲で、 学習C等の配置も検討できる) 行政機能 (建替え)	なし	

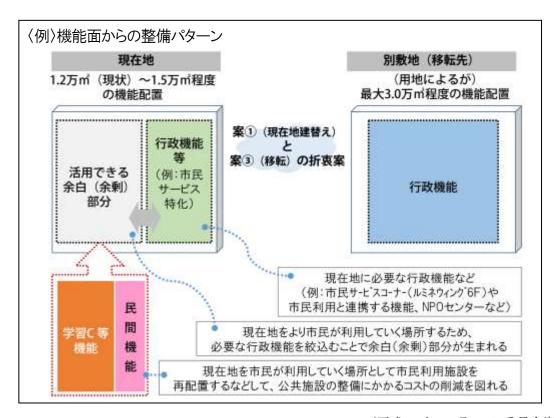
②機能面から考える整備パターン

現在の行政機能は、敷地内に別棟の庁舎が整備されるとともに、敷地外にも分散している。下 図でこれらの行政機能や、集約・複合化することで公共施設にかかるコストの削減が図れる公共 施設のイメージを整理した。現在地の法令等の制限下では、行政機能を集約した本庁舎の整備も 困難であり、一方で本庁舎を現在地で整備するか移転により整備するかは、ハード(建物)のボ リューム検討による整備パターンだけでなく、機能の配置の考え方による面もあるため、これに ついて例示する。



現在地建替えにしても、 移転にしても、機能の配置の考え方





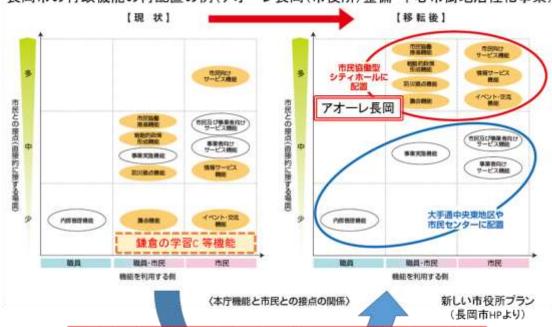
(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

③機能面から考えられた本庁舎整備の他市事例

長岡市では、次の模式図により機能面から、駅前に中心市街地活性化事業として整備した市役所(アオーレ長岡)と、別な施設に配置した行政機能を整理している。

本市においても、前述した整備パターンによらない、どの機能をどこに配置するかをベースとした整備方針も考えられる。

長岡市の行政機能の再配置の例(アオーレ長岡(市役所)整備・中心市街地活性化事業)



鎌倉市の本庁舎として、どの機能をどこに再配置するかの方向性 ・・・・ 本庁舎の整備方針

4. 整備パターンの評価

【防災・減災に関する評価】

①災害等へのリスクに対する本庁舎立地

【要旨】

- ●本庁舎を整備する敷地において、液状化や土砂災害、大雨による浸水への評価や対策も必要である。
- ●災害時応急活動拠点として、周辺がどのような状況となっているか、発災後も安全に活動できるエリアか、人的・物的支援先としてどうかを考える必要がある。

■津波浸水想定

<全般>

・神奈川県により、地震による津波浸水予測図が作成されている。

<主な現状>

- ・これによると、現在の本庁舎敷地では一部 0.5m 未満 (一部 0.5~1.2m) 程度と想定 されている。
- ・津波による浸水が懸念されるドライエリア があり、それに面する地下階には非常用電 源等の設備機器のほか、一部執務室や倉庫 (保存文書)が配置されている。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・現在地建替えであれば、敷地をかさ上げする、或いは1階床高さを上げ、地下階を設けないなど(1階床高さを上げることは、建物全体の高さ制限との関係に注意が必要)。
- ・現在地長寿命化であれば、地下階の使用方法の見直し、浸水を想定して非常用電源等の設備機器を上層階に新たに整備(レイアウトやこれらを支える構造について、可能かの検証が必要)。

■洪水・内水により予想される浸水区域

<全般>

・浸水区域とは、大雨により河川がはん濫した場合の浸水区域(洪水はん濫想定区域)及び中小河川・水路などの排水能力を超えて浸水することが予想される区域(内水はん濫想定区域)のことである。

<主な現状>

・これによると、現在の本庁舎敷地は浸水区域となっていない。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

_

■土砂災害警戒区域

<全般>

・土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊(崖崩れ)」による災害への注意が必要な区域として、一定規模を超える斜面地及びこれに接する区域について、神奈川県が指定した区域のことである。

<主な現状>

<現在地に整備する際に、考えられる対策>

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

- ・これによると、現在の本庁舎敷地の西側(議会側)は、土砂災害警戒区域に指定されている。
- ・土砂災害を想定した執務室のレイアウト、 構造や建物配置等の検討。

■液状化

<全般>

・神奈川県により、液状化を含めた地震災害危険度マップが作成されている。

<現状>

- ・これによると、現在の本庁舎敷地の位置する周辺のエリアは、液状化の可能性が高い 区域に位置する。
- ・基礎調査報告書によると、現在の本庁舎敷 地内の一部では、地表面で最大4cm 程度 の沈下を生じることが考えられるものの、 層全体の液状化の可能性はかなり低く、部 分的液状化が生じても、被害は限定的と判 断される。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- 建物計画に応じた地質調査の実施。
- ・想定される液状化対策の検討、実施。

■活断層

<全般>

・市内に活断層はない。

■災害時の輸送経路

<全般>

・神奈川県により緊急輸送道路ネットワーク計画図が作成されている。

<主な現状>

- ・これによると、災害直後から復旧・復興の 拠点となる本庁舎へ輸送経路は重要なも のとなるなかで、現在地へ向かう緊急輸送 道路は、津波の浸水が想定される箇所、液 状化の可能性が高い箇所を通過している。 また、大規模災害発生時に指定が想定され る緊急交通路指定想定路(若宮大路)は災 害時に市外から現在の本庁舎敷地へ向か う更に重要な経路となるが、土砂災害警戒 区域に該当する箇所付近や津波による浸 水の可能性が高い沿岸部が至る経路とな っており、実際の大規模な災害時に早期に 機能するか懸念がある。
- ・緊急輸送道路以外においても、現在の本庁

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・孤立した最悪の場合を想定して、必要十分な燃料や食料などを備蓄。

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

舎から直接、深沢地域へ抜ける市役所通りが土砂災害計画区域に該当する箇所付近を通っているように、地形上から鎌倉地域と他の地域との連絡(交通)には、トンネル等を通ることが必要であり、これらの経路も断絶されるおそれがある。

■災害応急対策活動の拠点

<全般>

・大規模地震発生時においては、迅速な救助活動とこれを支える司令塔機能が、人命確保の上で重要であり、国土交通省が平成 19 年に定めた官庁施設の総合耐震計画基準では官庁施設の位置について、「官庁施設の位置は、地震災害時においても、人命・財産の安全が十分に確保されるように選定するものとする。」、「災害応急対策活動に必要な官庁施設の位置は、ライフライン及び前面道路の機能障害が発生せず、又は、早期復旧が可能なよう選定するものとする。」とされている。

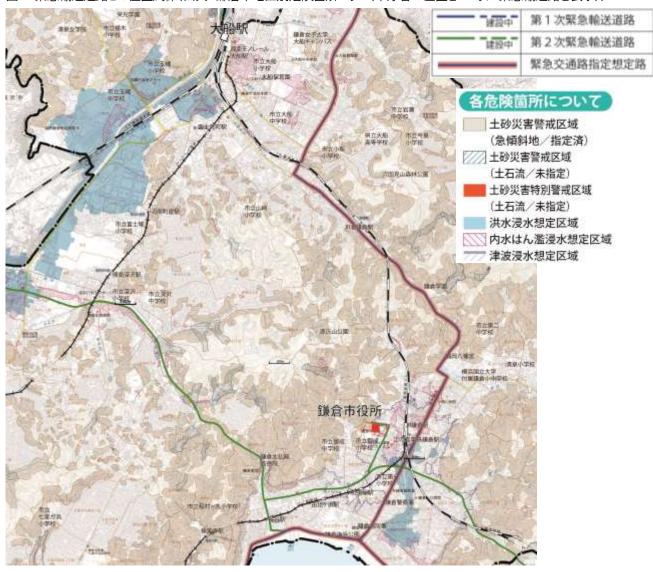
<主な現状>

- ・本庁舎を災害応急対策活動の拠点としてと らえ、国の基準に倣うならば、現在地は適 地といい難い。
- ・地震・津波等で被災するようなエリアや孤立する可能性があるエリアで選定するには課題がある。その一方で、その考えにより拠点を移したとしても、鎌倉地域が孤立しないよう司令塔機能から発せられる指示による災害応急対策活動を展開する機能が必要と考えられる。
- ・災害応急対策拠点として、余震等断続的に つづく可能性がある災害も想定し、人的・ 物的支援先としてあるべき姿を考える必 要がある。
- ・整備される本庁舎と消防本部との連携に配 慮し、速やかな情報受伝達ができる計画の 検討が重要である。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・敷地周辺のエリアが大規模に被災した場合 や、孤立した最悪の場合でも、本庁舎だけ は、災害応急対策活動の司令塔となれるよ うな整備のあり方を検討する。

図1 緊急輸送道路との位置関係(出典 鎌倉市地区別危険箇所マップ(本庁舎の位置をプロット・緊急輸送路を表示))



②災害時にも強い本庁舎構造

【要旨】

- ●大地震動に対しても機能することを想定した耐震性を確保する。
- ●免震構造とするなど、事業継続について考える必要がある。

■耐震性の確保

<全般>

・平成7年の阪神・淡路大震災を受けて、旧建設省では平成8年に「官庁施設の総合耐震診断・ 改修基準」(現在は、国土交通省が「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月 29日改定)」を定めている)を定めており、災害時の指揮及び情報伝達等の災害応急対策活 動に必要な施設については、他の施設に比べ、大地震動に対しても高い耐震性能(Is 値0.9) (※1)が求められるようになっている。

<主な現状>

- ・平成 17 年までに建築基準法上求められる 耐震性能目標値の Is 値 0.6 で耐震改修工事 を実施済。
- ・長寿命化については、Is 値を現在の 0.6 から市庁舎に求められる 0.9 に上げるために、更なる耐震補強を行う必要がある。ただし、補強を実施するための耐震壁を更に設置することなどを想定すると、建物機能上の制約下では、非常に困難であることが予想されるほか、市民の利用空間及び執務空間のレイアウトに制約が多くなるという課題が生じる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・大地震動に対しても機能することを想定した耐震性 (Is 値 0.9・重要度係数 1.5) (※ 2) の確保。
- ・長寿命化については、更なる耐震改修を検討。

■免震構造の採用

<全般>

- ・最近整備されている庁舎の多くは免震構造を採用している(茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市はすべて免震構造を採用)(図2)。
- ・免震構造とは、基礎と上部構造の間に免震装置(ゴム等)を設置することにより、地震による揺れが直接建物(上部構造)に伝わらないようにする構造形式で、大地震時にも建物の倒壊・損壊はもとより、設備系の損傷、什器の転倒、天井の落下等を防止する計画が可能となる。

<主な現状>

- ・現状は、免震構造ではない。
- ・低層や建築面積が大きい建物については、 採用が難しい場合があるほか、埋蔵文化財 に配慮した掘削深さ基礎形状では、採用が 難しいと考えられる。このため、現在地建

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・免震構造の採用に関する検討。

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

替えの場合は、免震構造の採用は困難である(案Cを除く)。

■耐浪性(耐津波性能)の確保

<全般>

・ 津波浸水想定範囲での整備する場合については、基本的に、耐浪性(耐津波性能)が必要となる。

<主な現状>

- ・本庁舎は杭基礎ではあるが、昭和 50 年以前の建物であるため、耐浪性(耐津波性能)の確保について考慮されていないと考えられる。
- ・建替えの場合や長寿命化の場合の増築部分 について直接基礎(※3) である場合は、 別途詳細な現地調査及び構造計算が必要 となる。
- ・長寿命化を図るためには、杭と建物との固 定の検証(図3)やその対策費用がかかる 恐れがある。

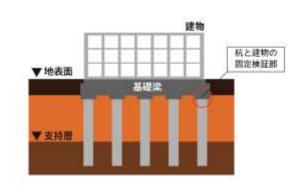
【市民対話の概要】

●災害時に必要な機能として、災害後の「復 興の司令塔」の役割が求められている

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・津波浸水想定範囲での整備する場合については、耐浪性(耐津波性能)を確保。
- ・長寿命化については、想定される津波浸水 想定に対して、耐浪性(耐津波性能)が必 要かを検証。

図3 杭と建物関係の模式



※1:ls 値について

- ・建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標。Is 値が大きいほど耐震性が高い。
- ・Is 値 0.6 とは、構造体について、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるもの。
- ・Is 値 0.9 とは、構造体について、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、 人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるもの。

※2:重要度係数について

・建物の設計時に地震力を割増す係数。重要度係数が大きいほど耐震性が高い。

※3:直接基礎について

・直接基礎とは、構造物の荷重を直接良好な地盤に伝達する形式であり、杭を用いない基礎のことである。

図2 免震構造を採用した庁舎事例

茅ヶ崎市(新築、2016年竣工)

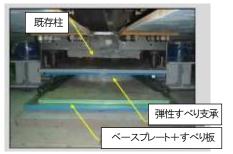
・茅ケ崎市の新庁舎は免震構造を採用している。



■地下1階:免震装置

・免震装置を 51 基設置し、建物荷重 を負担しています。 横浜市(耐震(免震)補強、2007年から実施)

・横浜市は、1959 年に竣工した市庁舎を 2007 年 から 2 か年かけて、免震化工事を実施してい



引用:横浜市作成資料

引用:茅ケ崎市作成パンフレット

③災害への対応力・受援力

【要旨】

- ●必要な庁舎規模をまとめて確保することで、災害時の対応力や受援力を発揮することができる形態とすることが可能になる。
- ●必要な庁舎規模をまとめて確保することで、災害時等に備えた機能の継続確保した上で更新ができる形態とすることが可能になる。

■災害時の対応力

<全般>

- ・東日本大震災、熊本地震などを受け、被災自治体の受援力について注目されている。
- ・内閣府は中央防災会議において、地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会を設置して、そこでの検討をベースに、地方都市等における地震対応のガイドライン (※4)を作成しており、この専門調査会の論点において、国、都道府県、市町村の連携・支援に関する取組の方向性として、市町村の対応力の強化が挙げられている。具体的には、「災害時の対応体制として、平常時から基礎的自治体が抱える人員不足等の課題は、災害時に以下のような状況下でより浮き彫りされた形で顕在化し、対応力の低下が懸念される」と示されている。

<主な現状>

・執務室の分散に伴い、部署も分散しており、 人員も分散している。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・必要な庁舎規模をまとめて確保し、部署を 集約化することで、災害時の直接的な連携 が可能になる。
- ・災害時に消防本部との通信手段によらない 直接的な連携が容易であることは、災害対 応にとって望ましい。

■災害時の受援力(※5)

<全般>

- ・東日本大震災、熊本地震などを受け、被災自治体における被災建物に対する応急危険度判定 や罹災証明の交付の実施にかかる他自治体からの応援職員の受入れなどに関する受援力につ いて注目されている。
- ・これについても、地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会の論点として、 国、都道府県、市町村の連携・支援に関する取組の方向性として、市町村の受援力の強化が 挙げられている。具体的には、国の現地組織の執務室等の確保などが資料には示されている。

<主な現状>

- ・屋外に平置きの駐車場があり、被災の状況 によっては、受援力に役立つスペースとい える。
- ・庁内には、国、都道府県、市町村の連携・ 支援による応援職員を受入れる十分なスペースは分散する各種会議室くらいしか

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・必要な庁舎規模をまとめて確保し、同一の 建物内でロビーや会議室などの共用部を 集約して確保することで、災害応急対策業 務の拠点として、人的・物的支援の展開場 所としてなど、活用できるスペースの効率 的・効果的な確保が可能になる。

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

想定できない。

・受援のためには、余震等断続的につづく可能性がある災害に対しても安全な屋外のスペースの確保も重要である。

■災害への備え

<全般>

- 非常用発電機等、機器の更新などにおいても、継続して確保をしなければならない機能がある。
- ・平塚市の新庁舎では、設備機器の更新時に、既存の設備機器を撤去せずに、代替の新たな設備機器を据え置くスペースを予め確保して整備している。同様に、合築した消防の指令センター機能も更新のためのスペースを予め確保してあるほか、電力の引き込みは2回線受電としている。

<主な現状>

・機能の更新時にその都度、バックアップ体 制などを構築する等の対策を考える。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・必要な庁舎規模をまとめて確保し、設備機器を集約化して十分なスペース確保することで、非常用発電機等の機能の継続確保が必要な機器の入れ替えに対応できる形態とすることなどが可能になる。

※4: 地方都市等における地震対応のガイドライン

・内閣府により示されているガイドラインで、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど災害発生前に対策を講ずるとともに、災害発生時には対応状況(指示、確認)をチェックすることによって、災害対応の効率化・円滑化を図ることを目的としている。

※5:受援力について

・ここでは、災害時にボランティアを受入れだけでなく、国や県、他の自治体からの応援職員などや支援物資を受入れ、災害応急対策活動を円滑に行える能力をいいます。

【防災・減災の評価まとめ】

現在地は、津波浸水が想定されていること、災害時の輸送経路の断絶の可能性が有ることから、防災・減災の評価は△~×となる。特に、案②及び参考B案の長寿命化は、津波浸水により地下の建築設備が被害を受ける可能性があることから、案①や③等と比較しても評価が低くなる。なお、なお、案③は移転先によるため、評価はしない。

	#	案(2) (現在地 長寿命化)	案③ (移転)		参考(シミュレート) (法令等の制限の変更等が必要)		
評価軸	案① (現在地 建替え)			参考 A (現在地 建替え)	参考 B (現在地 長寿命化)	参考 C (現在地 建替え)	
①災害等へのリス	Δ	×	_	Δ	×	Δ	
クに対する本庁舎 立地	浸水浅い	地下の浸水 (地下の設 備機器)	移転先による	浸水浅い	地下の浸水	浸水浅い	
②災害時にも強い	0	_	_	0	_	0	
本庁舎構造	耐震性あり (免震は困 難)	耐震改修 次第(免震 化は困難)	移転先による	耐震性あり (免震は困 難)	耐震改修 次第(免震 化は困難)	耐震性あり	
③災害時の対応	×	×	_	×	×	×	
力・受援力			移転先による				
	避難場所に	避難場所に	現在地は避	避難場所に	避難場所に	避難場所に	
	は適さない	は適さない	難場所にで	は適さない	は適さない	は適さない	
			きる可能性				
			がある				
評価まとめ	Δ	∆~×	_	Δ	∆~×	Δ	
	本庁舎の建	基本的には		本庁舎の建	基本的には	本庁舎の建	
	替えにより	防災・減災		替えにより	防災・減災	替えにより	
	防災・減災	に適さない		防災・減災	に適さない	防災・減災	
	に対応は一	が、耐震改		に対応は一	が、耐震改	に対応は一	
備考	定程度可能	修や地下の		定程度可能	修や地下の	定程度可能	
בי. נווע	であるが、	利用方法の		であるが、	利用方法の	であるが、	
	災害時の輸	見直しが可		災害時の輸	見直しが可	災害時の輸	
	送経路の断	能であれば		送経路の断	能であれば	送経路の断	
	絶の可能性	評価は△に		絶の可能性	評価は△に	絶の可能性	
	がある	なる		がある	なる	がある	

【本庁舎の性能・機能の評価】

4職員の就業環境等

【要旨】

●執務スペースが狭あいであり、建替え等で一定水準を確保する必要がある。

<全般>

・ 市民サービスの水準を確保し、効率的な業務を進めるためには、一定の執務スペースが必要 となる。

<主な現状>

- ・執務スペースが狭あいであり、職員一人当たり庁舎面積が13.2 ㎡と、近年整備されている他自治体の本庁舎の整備事例の平均28.2 ㎡と比較して半分程度となっている。
- ・執務スペースだけでなく、会議室や書庫・ 保管庫等も十分に確保できていない状況 である。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・建替えの場合は、職員が行政サービスを効率的に行える最適な就業環境の確保が可能である。(一方で長寿命化の場合は、最適な就業環境の確保について、既存の構造体による制約を受け、改修コストを要する。いずれにしても、職員が分散することとなる。)

⑤市民活動

【要旨】

●市民活動のスペース・機能ともに十分ではなく、建替えや公共施設再編と一体的に検討する 必要がある。

<全般>

・市民活動を行うためには、その空間の確保や機能の配置が必要となる。

<主な現状>

- ・第2庁舎はNPOセンターとして使用されている。
- ・空地は主に駐車場・駐輪場、通路として利用されており、市民活動が十分に行えるスペースは確保できていない状況である。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・建替えの場合は、市民活動を促進する機能 の配置や必要な空間の確保に留意する必要 がある。
- ・長寿命化の場合は、市民活動を促進する機能の配置や必要な空間の確保は可能であるが、改修コストを要する。
- ・公共施設の再編と一体的に検討することに より、市民活動の促進が期待できる。

【本庁舎の性能・機能の評価まとめ】

就業環境の確保や市民活動の促進は、建替えや公共施設の再編時に一体的に検討する整備パターンの評価が高くなる。具体的には、案③が最も評価が高く、次いで案①や参考Cの順となる。

	案①	案②	案③	参考(シミュレート) (法令等の制限の変更等が必要)			
評価軸	(現在地 (現在地 建替え) 長寿命化)		(移転)	参 考 A (現在地 建替え)	参 考 B (現在地 長寿命化)	参 考 C (現在地 建替え)	
④就業環境	△ 就業環境の 確保が可能 職員は分散	△ 就業環境の 確保に既存 の構造体の 制約 職員は分散	就業環境の確保が可能	△ 就業環境の 確保が可能 職員は分散	△ 就業環境の 確保に既存 の構造体の 制約 職員は分散	就業環境の確保が可能	
⑤市民活動	ム 公共施設の 再編を実施 すれば市民 活動機能の 確保が可能	ム 公共施設の 再編を実施 すれば市民 活動機能の 確保が可能	の 現敷地で市 民活動機能 の確保が可 能	× 市民活動機 能は想定し ていない	× 市民活動機 能は想定し ていない	ム 公共施設の 再編を実施 すれば市民 活動機能の 確保が可能	
評価まとめ	評価まとめ		0	Δ Δ~×		Δ~Ο	
備考	公再す現民能とのの施で市可にはある。	公再す現民能は大編をといるののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	公再す現民能は大編を実とのの施で市のの施で市可という。	就業環境の向上は期待できるが、市民活動の促進は難しい	就業環境の 確保、市民 活動機能の 導入ともに 難しい	就業環境の向上は期待できるが、市民活動の促進は難しい	

【まちづくりの評価】

⑥鎌倉らしさの維持・形成

【要旨】

- ●本市が長らく取組んできたまちづくりの経緯と成果を踏まえた、鎌倉らしさの維持・形成
- ●周辺の環境や景観と調和した建築物の高さや形態・意匠、空地の確保等

■周辺環境や景観と調和した土地利用

<全般>

- ・風致地区や市街地を取囲む緑地(歴史的風土)の保存、建築物の高さに関する都市計画(景 観地区、高度地区の指定等)の決定など、本市が長らく取組んできたまちづくりの経緯と成 果を踏まえ、周辺環境や景観と調和した土地利用(建築物の高さや形態・意匠、空地の確保 等)について考える必要がある。
- ・昭和 13 年に海浜及びその一体をなす丘陵地を対象として風致地区が指定された(市域の約55%が指定)。その後、「古都保存法」の成立(昭和41年)を受け、市街地を取囲む緑地(歴史的風土)を対象に歴史的風土保存区域(枢要な部分に歴史的風土特別保存地区)が指定された。これらにより、古都・鎌倉の良好な景観形成の骨格ともいうべき緑地保全が実現し、今日まで古都景域における景観形成に大きな役割を果たしてきた(図4、5)。
- ・平成 20 年には鎌倉地域と北鎌倉地域において風致地区を指定いない区域を対象に景観地区を指定し、また、併せて風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接する第一種中高層住居専用地域において高度地区を指定したことにより、市域の多くで建築物の高さに関する誘導を図り、市街地のスケールを挽脱する様な建物計画を排除してきた経緯がある(図6)

<主な現状>

・現在地では、歴史的風土との調和や風格と 賑わいのある市街地景観の形成に寄与す る、建築物の高さ、形態・意匠となること が期待されていると考えられる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・周辺環境や景観と調和した土地利用。
- ・土地利用に関係するまちづくりの方向性に 係る大きな検討を行う。

【市民対話の概要】

- ●整備にあたっては、緑豊かな環境と景観を活かしてほしい
- 「現状の景観を維持してほしい」、「美術館のように、落ち着きや見慣れた感じがほしい」

図4 鎌倉地域の俯瞰





図5 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況と指定候補地

(平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

資料3

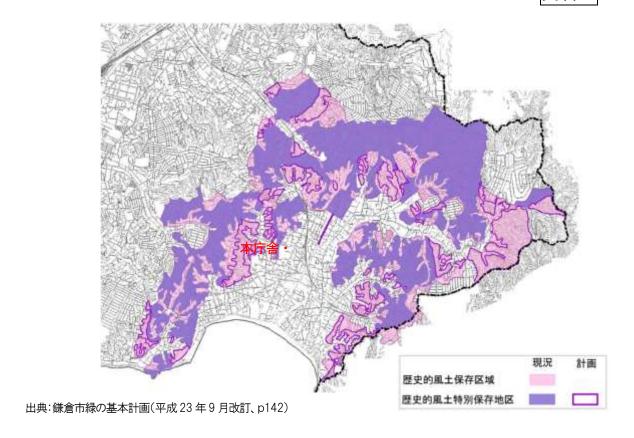
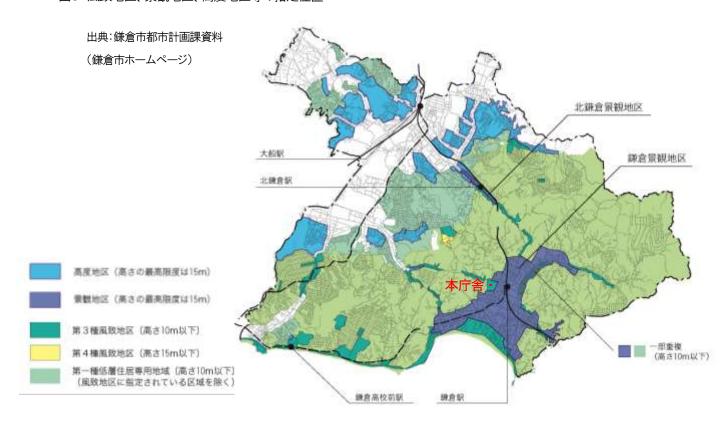


図6 風致地区、景観地区、高度地区等の指定位置



⑦本庁舎立地の場所性

【要旨】

●現在地は約 50 年間にわたり市民に親しまれた場所であり、鎌倉の象徴的な場所として認識されている面がある。

■本庁舎立地場所の意義・精神性

<全般>

・現在地が位置する鎌倉駅周辺について、総合計画や都市マスタープランにおいて都市拠点と して位置付けている。

<主な現状>

- ・まちづくりの観点からは引き続き立地する 場所として不整合はない。
- ・現在地は、現鎌倉生涯学習センターの位置 から移転して以来、約50年間にわたり市 民に親しまれた場所であり、鎌倉の象徴的 な場所として認識されている面がある。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・周辺環境や景観と調和した土地利用。
- ・土地利用に関係するまちづくりの方向性に 係る大きな検討を行う。

■本庁舎とまちの関係

<全般>

- ・本庁舎が約50年間、現在地に立地してきたことにより、まちとの関係を有している。
- ・本庁舎が立地する現在地周辺や鎌倉駅前には、商工会議所、観光協会、神奈川県 (鎌倉水道 営業所)、税務署などが構えている。
- ・一般的には、本庁舎には、市域全体のための機能・サービスが集中している。

<主な現状>

- ・現在地が位置する鎌倉駅周辺については、 本庁舎が立地することにより支所や市民 サービスコーナー (大船ルミネウィング 内)が担っている機能・サービスを本庁舎 が担っている。
- ・また、本庁舎には市長室があり、議場があるように、上記以外の機能・サービスを担っている。
- ・これまでのような本庁舎のあり方で現在地 に本庁舎を整備することは、周辺への影響 は少ないと考えられる(移転の場合は、移 転先周辺のまちづくりに与える影響を考 える必要がある)。
- ・証明書等のコンビニ交付などの導入など、 将来的には本庁舎が果たしてきた機能に 変化が出てくる可能性もある。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・鎌倉駅前や現在地に求められている機能・ サービスを担う。
- ・まちとの関係やまちへの影響を考える。

■交通アクセス

<全般>

・本庁舎の位置は、そこに至る交通アクセス(徒歩、自動車、自転車、公共交通機関(電車・バス))によっては、市民や利用者の利便性に影響がある。

<主な現状>

- ・現在地は、JR・江ノ電鎌倉駅徒歩5分の位置に あり、鉄道での交通アクセスは良好である。
- ・一方で、自動車や自転車でのアクセスについて、 特に敷地東側の今小路通りは歩道がない部分もあ り、脆弱である。
- ・証明書等のコンビニ交付などの導入、IT 化などの 状況により、将来的には本庁舎を訪れる利用者に 変化が出てくる可能性もある。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

_

【市民対話の概要】

- ●御成という場所には意味合いがある (鎌倉の象徴性)、「長らく認知されている場所」、「鎌倉の中心である」、「鎌倉地域に象徴的なものや、庁舎機能があるのはよい」
- ●一方で、本庁舎について場所は問わない「場所はどこでも良い。必要であれば行く。」、「逆に、 『来なくていい場所』でいいのでは」

■関連:現在の本庁舎敷地の意義・精神性

・本庁舎がどのようにあるべきかと併せて、約 50 年間本庁舎が立地し、それ以前は御成中学校、御用邸があった現在の本庁舎敷地がどのような意義や精神性を持っているか、将来にわたってどのような敷地であるべきかについても本庁舎の整備方針の検討を進める上で、重要である。

【まちづくりの評価まとめ】

上記の結果を踏まえると、案①及び案②については、鎌倉らしさの維持・形成に寄与できるといえる。また、参考A及びBは、周辺景観との調和に工夫が必要であるが、一定程度の評価はできる。さらに、参考Cは倉らしさの維持・形成に寄与することは困難であると考えられる。なお、案③は移転先によるため、評価はしない。

	= 4	#	#0	参考(シミュレート) (法令等の制限の変更等が必要)				
評価軸	案① (現在地 建替え)	案② (現在地 長寿命化)	(現在地 (移転)		参考 B (現在地 長寿命化)	参考 C (現在地 建替え)		
⑥鎌倉らしさの維 持・形成	Δ~Ο	Δ~Ο	_	一 △~× △~×周辺環境と 周辺環境と				
⑥-1周辺環境 への影響(高さ)	周辺環境と 調和が可能	周辺環境と 調和が可能	移転先による	調和に工夫	周辺環境と 調和に工夫 が必要	周辺環境と 調和は困難		
⑥-2空地の確保	空地はやや確保可能	空地はやや確保可能	移転先による	空地なし	空地なし	空地あり		
⑦本庁舎立地の場 所性	0	0		0	0			
⑦-1 意義·精 神性	あり 都市拠点の 形成に寄与	あり 都市拠点の 形成に寄与	移転先による	あり 都市拠点の 形成に寄与	あり 都市拠点の 形成に寄与	あり 都市拠点の 形成に寄与		
⑦-2 交通ア クセス	鎌倉駅から 近いが、歩 行者空間な どが脆弱	鎌倉駅から 近いが、歩 行者空間な どが脆弱	移転先による	鎌倉駅から 近いが、歩 行者空間な どが脆弱	鎌倉駅から 近いが、歩 行者空間な どが脆弱	鎌倉駅から 近いが、歩 行者空間な どが脆弱		
評価まとめ	0	0	_	Δ	Δ	∆~×		
備考	鎌倉らしさ の維持・形 成に寄与で きる	鎌倉らしさ の維持・形 成に寄与で きる		鎌倉らしさ の維持・形 成に、一定 程度は寄与 できる	鎌倉らしさの維持・形成に、一定程度は寄与できる	鎌倉らしさ の維持・形 成に寄与す ることはや や困難		

【時間・コストの評価】

⑧整備のスケジュール

【要旨】

- ●標準的には、おおよそ7年間の整備期間が必要である。
- ●移転の場合は、1年程度の短縮が可能であり、おおよそ6年間の整備期間が必要である。
- ●都市計画の変更(風致地区の解除)等には、別途数年から10年程度の時間を要する可能性。
- ●埋蔵文化財の調査に要する期間は、実際に発掘調査を実施しないと期間が見通せない。

■整備に関する時間的課題(都市計画の変更等)

<全般>

・整備する方針を固めてからの本庁舎整備の標準的な期間は、おおよそ7年間で完成し、供用 開始となるスケジュールで整理している(基礎調査報告書より)。ただし、移転を行う場合は、 解体工事が別途行えることから、整備スケジュールは概ね1年程度短縮することが可能であ ると考えられる。(表1)

<主な現状>

- ・現在の本庁舎敷地を高度利用し、高さの高い建物を整備する場合(風致地区の指定解除、用途地域の変更等)においては、その必要性について明確な理由が必要であり、まちづくり全体の方向性に関する大きな検討が必要となる。都市計画の基本的な方針である都市マスタープランやその他の行政計画についての見直し等の検討を伴いながら、計画を進める必要がある。そうした中で、法定手続に進むとともに、市民との合意形成が必要となり、これに数年から10年程度の時間を要すると考えられる。
 - ※三浦市では、都市計画マスタープラン(平成18年改定着手、平成21年3月改定)の改定で風致地区の見直しを位置付け、平成24年9月から見直しに着手し、平成27年7月に都市計画の変更を行った(見直しまで約10年を要した)。
 - ※高度利用することで敷地外に制限を超える日影を落とすことについて、その範囲も含めて 日影の制限が及ばない用途地域に変更する方法を想定
- ・鎌倉地域では、風致地区の指定によりすでに高さが制限されていたことから、風致地区に指定していない地域を対象に、「景観地区(建築物の最高高さ15m制限や、形態意匠の制限)」として指定している。このため、例えば本庁舎整備のために、風致地区の指定解除を行い、鎌倉地域で現在の本庁舎敷地のみ「建築物の高さ」に関する制限がない状況として計画を進めるには、市民との合意形成に相当程度の労力と時間が必要になると考えられる ※景観地区には、建築物の高さに関する緩和規定は存在しない
- ・市民との合意形成においては、「風致地区の指定解除の理由」、「代替措置(地区計画の決定等) の必要性」、「庁舎にふさわしいボリューム・規模のあり方」等について、まちづくり全体の 方向性に関する大きな検討とその説明などが求められると考えられる。
- ・法定手続は、パブリックコメントの実施、関係機関との協議、公聴会の開催、神奈川県知事との法定協議、都市計画案の公告及び縦覧、鎌倉市都市計画審議会の審議等が含まれており、通常で1年から数年程度の時間が必要となり、市民との合意形成の状況によっては10年程度の時間を要すると考えられる。
- ・このように、本庁舎敷地を高度利用し、高さの高い建物を整備する場合は、本市のまちづく りへの影響や、膨大な時間コストを要するものと考えられる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・現在の制限に沿って計画する。
- ・本庁舎を整備するにあたって、現在の制限では計画できないやむをえない事情などを整理し、 土地利用に関係するまちづくりの方向性に係る大きな検討を行う。

■整備に関する時間的課題(埋蔵文化財調査)

<全般>

・埋蔵文化財の調査に要する期間は、実際に発掘調査を実施しないと、期間が見通せない

<主な現状>

- ・現在の本庁舎敷地に隣接する御成小学校の建替え時の発掘調査は、昭和59年~平成4年まで約9年間で断続的に実施された。このことから、現在の本庁舎敷地の将来の土地利用によっては、同等程度の調査期間を要する可能性がある。
- ・御成小学校がたどった建設経過と同様に、発掘調査の結果、基礎形状の変更のみならず、埋蔵文化財の状況によっては、敷地内で建設位置を変更する必要が生じることも想定できる。敷地内で建設位置を変更する場合には、更なる発掘調査や設計の変更が必要になることが考えられ、こうした経過や埋蔵文化財の価値によっては、ここに至るまでに進めた庁舎整備計画の大幅見直し(当初の計画規模の整備ができない状況、建替えが出来ない状況などを含む)が必要となることも想定できる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・埋蔵文化財を考慮して計画する。

表1 整備スケジュールの概要

び! 正洲ハノノエ /	. 1770			
整備の期間	1-2年	1-2年 3-4年 (移		7年 (移転:6年)
整備の内容	基本構想・基本計画 の策定	基本設計~ 実施設計	解体~ 建設工事	供用開始
●都市計画の変更は 数年~10 年程度の		\		調査は、この時期に程度の期間が必要

表2 公共施設の再編方針と対象施設

区分	法定手続等	手続完了までの期間
風致地区の指定解除 用途地域の変更	○関連計画との整合 ○市民との合意形成 ○都市計画の変更手続	●手続等の期間 数年~10 年程度
埋蔵文化財調査	○関連なし	●発掘調査等の期間 数年~10 年程度

9仮庁舎敷地の確保

【要旨】

- ●現在地に本庁舎を整備(建替え・長寿命化)する場合、仮庁舎が必要である。
- ●仮庁舎の大部分を現在地に確保する場合、市民サービスの低下につながる可能性がある。
- ●移転とする場合、仮庁舎を不要として検討できる。

■仮庁舎の必要性

<全般>

・一般的に庁舎の建替えにあたり、既存建物を除却しなければ整備できない建物を建てる場合、 仮庁舎を整備するか、民間ビルを借りて機能移転し、既存建物を解体して、建替えを進める 必要がある。

<主な現状>

- ・現在地での整備における建替えの場合は、庁舎解体前から新しい庁舎が竣工して引越しを行い、開庁するまでの期間、長寿命化の場合は、耐震補強等の工事の期間中に仮庁舎が必要となる。
- ・移転の場合は、移転敷地でまず新たな本庁舎が建築できることから、仮庁舎を不要として検討できる。また、現在地での整備では、仮庁舎へ一旦庁舎機能を移すことから、引越しが2回になるのに対し、移転の場合は、引越しが1回で済む。
- ・敷地内において現在の利用者用の駐車場や分庁舎跡地などの周囲の面積が3,000 ㎡程、議場前の駐車場・駐輪場周囲で1,000 ㎡程であり、仮庁舎として活用の可能性が検討できそうな第4分庁舎の床面積が500 ㎡程であること、仮庁舎とはいえ、駐車場や駐輪場がある程度必要なこと、現在の本庁舎の解体工事に始まる建設工事のための工事ヤードもある程度は必要であることから、現在の本庁舎敷地の中だけでは、仮庁舎の整備には対応することができず、現在地と別な用地での分散配置又は全て別な用地に配置することになる。
- ・現在の本庁舎敷地で仮庁舎を整備する場合は、現本庁舎解体前に仮庁舎を確保することから、 埋蔵文化財の調査実施時期との調整や、駐車場が十分に確保できないなど市民サービスの低 下につながるだけでなく、面積が足りない分の仮庁舎を整備するための別な用地の確保も必 要となる。
- ・一方で、現在地での本庁舎整備が求められ、仮庁舎も現在地周辺に確保することを考えた場合、現在地周辺には仮庁舎が整備できるまとまった市有地がなく、事務所向けの貸しビルも規模の大きなものを確保することは困難であり、仮庁舎の確保が課題となる。これは、現在地周辺でという条件を外しても同様である。まとまった仮庁舎が確保できず、仮庁舎が分散した場合も市民サービスの低下につながることが危惧される。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・現在の敷地内外に仮庁舎を整備するか、民間ビルを借りて、一時的な機能移転を行う。
- ・機能が断絶することが許されない災害対策機能の維持を考慮した仮設庁舎の検討が重要となる。

■仮庁舎の規模

<全般>

・ 仮庁舎は、軽量鉄骨造の仮設建築物を想定すると2階建てが一般的である。

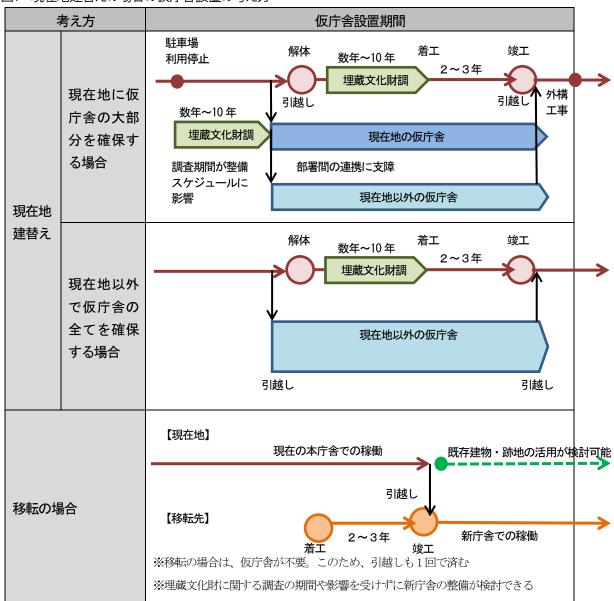
<主な現状>

・仮庁舎であっても、埋蔵文化財への影響も考慮して計画する必要もあるため、総2階建てとして試算すると、現在の本庁舎の規模と同程度となる床面積で約12,000 ㎡が最低でも必要と考えられ、2フロアで割り返した約6.000 ㎡が単純に必要な用地となる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・仮庁舎であっても埋蔵文化財を考慮して計画する。
- ・分散する場合は、仮庁舎であってもそれぞれの仮庁舎で担う機能や連携を考慮して計画する。
- ・仮庁舎整備の費用は、25万円/m²と仮定して試算し、比較する。

図7 現在地建替えの場合の仮庁舎設置の考え方



⑩財政負担の軽減及び公共施設再編との連携

【要旨】

- ●財政負担低減の手法を検討する必要がある。
- ●現在地による整備においては、必要庁舎面積の確保のみではなく、鎌倉地域の公共施設もあ わせて検討することで、財政負担の軽減や効果的な公共施設再編につながる検討ができる。
- ●移転建替えの場合は、公共施設の再編の用地としてだけでなく、鎌倉駅に近く不動産価値の 高い既存本庁舎敷地の活用を検討することができる。

■財政負担の軽減

<全般>

・昨今の厳しい財政状況の中では、全ての施設・更新を維持することは困難な状況にあり、本市では、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない。」ことを前提として、新しい時代にあった価値を提供できるよう公共施設のあり方を見直すことを目的に、公共施設再編の検討を進め、平成27年3月に公共施設再編計画を策定している。

<主な現状>

- ・本庁舎の整備そのものの財政負担の軽減の方策としては、民間のノウハウを生かした DB 方式 (設計施工一括発注方式)での整備事業の発注のほか、民間提案を活かした PPP/PFI 事業が 考えられる。
- ・PPP/PFI 事業では、民間における収益性が求められることから、庁舎単独機能だけの事業ではなく、複合化などにより収益を生む要素を組合せた案の検討が必要となる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

- ・厳しい財政状況の中で、財政負担低減の手法を検討や、従来の施設整備手法にこだわらない 考え方が求められる。
- ・あらゆる施策・手法を総動員した課題解決に向けたマネジメントを実現する。
- ・公共施設を資産ととらえ、活用にあたり効率性を追求するマネジメントを実現する。 (上記2点は、公共施設再編計画における公共施設マネジメントの方針)

■公共施設再編との連携

<全般>

・本庁舎については、平成28年度までに将来の整備方針を定めるとしている。

<主な現状>

- ・公共施設再編の推進の観点では、現在地での庁舎整備(建替え及び長寿命化)の場合、現行 風致地区等を遵守すると、必要庁舎面積である30,000㎡は確保できない。このため、一部別 敷地での床面積の確保が必要となるが、この別敷地で確保する床面積を増やすことによって、 鎌倉地域の他の公共施設の再編の推進を検討できる。
- ・鎌倉地域の他の公共施設の再編(集約・複合化)については、表3及び図8に示す施設が対象となる。
- ・別敷地で確保する床面積を増やし、現在の本庁舎敷地で庁舎以外の用途に使える床面積を確保し、そこに対象施設の機能を複合化することを検討できる。
- ・複合化を検討できるだけでなく、対象施設の現在の用地にかかっているコスト (借地料) や (平成 28 年 11 月 22 日委員会資料)

複合化に伴う効率化などにより運営にかかっているコストの縮減も期待できる。

- ・また、対象施設の現在の用地で借地でないものについては、民間提案による活用等で例えば 借地料を収入として生み出すことが期待できる。
- ・仮に移転建替えということであれば、現在の本庁舎敷地全体の活用が検討可能となり、既存本庁舎の別用途での活用又は、建替えを行うことで、現在の本庁舎敷地は公共施設再編の用地とでき、鎌倉地域の他の公共施設の集約化が可能となる。それだけでなく、それでも生ずる敷地の余剰、整備可能な床面積の余剰について、民間提案による活用等で例えば借地料や賃料を収入として生み出すことが期待できる。
- ・仮に既存本庁舎の別用途の活用が可能ということであれば、既存の地下階(約2,350 m²)や 各分庁舎を除いても約9,000 m²以上の床面積の活用を考えることができ、表3に示す鎌倉地域の公共施設再編を含めても単純な検討では床面積が余る。
- ・本庁舎の整備に伴い、本庁舎の整備のみならず施設にかかるコスト(整備にかかるコスト、 運営にかかるコスト)を縮減し、整備にかかるコストを補う取組み(公的不動産の有効活用 (PRE)等)が求められる。

<現在地に整備する際に考えられる対策>

・公共施設再編計画では、本庁舎と他の公共施設再編との連携について具体的に示していない ため、整備方針の検討状況に応じ、並行して、必要庁舎面積の確保に伴う公共施設再編との 連携とコスト縮減に向けた検討をしていく必要がある。

表3 鎌倉地域の他の公共施設の現状と再編の考え方

施設名	敷地面積	現延床面	うち再編対象面	備考(再編の考え方など)
		積	積	
鎌倉生涯学 習センター (きらら鎌 倉)	1,661 m²	5,075 m²	約 700 ㎡	・ホール、ギャラリー機能のみ、残りの 機能は地域拠点校に複合化するとし ている ・借地料(約3,000万円/年)が発生し ている
中央図書館	1,354 m²	2,576 m²	約 2,600 ㎡	・大規模修繕又は建替えなどにより、拠 点図書館としての機能の充実を図る としている
福祉センター	3,429 m²	3,100 m²	-	・福祉センター内の機能を見直し、福祉 関連機能以外との複合化を検討する としている

図8 現在の本庁舎敷地と対象となる施設などの位置図



【時間・コストの評価まとめ】

上記の結果を踏まえると、案②及び参考A・B・Cについては、整備に要する時間とコストともに効率的ではない、メリットがないといえる。一方、案③は、最も効率的であり、案①は比較的効率的・メリットがあるという評価ができる。

評価軸		+0	+ @	+0	参考(シミュレート) (法令等の制限の変更等が必要)				
		案① (現在地 建替え)	案② (現在地 長寿命化)	案③ (移転)	参考 A (現在地 建替え)	参考 B (現在地 長寿命化)	参考 C (現在地 建替え)		
8	整備のスケジュ <u>ー</u> ル	Δ	Δ	0	Δ	Δ	△~×		
	8-1現行都市 計画の変更等	不要	不要	不要	必要	必要	必要		
	⑧-2埋蔵文化 財調査の実施期 間	必要	必要	不要 (敷地利用 により必要)	必要	必要	不要		
9	仮庁舎の整備	Δ	Δ	0	Δ	Δ	Δ		
	⑨-1仮庁舎敷	Δ	Δ	0	Δ	Δ	Δ		
	地の確保	必要	必要	不要	必要	必要	必要		
	9-2 仮庁舎整	Δ	Δ	0	Δ	Δ	Δ		
	備の費用	約30億円	約30億円	不要	約30億円	約30億円	約30億円		
1	財政負担の軽減 及び公共施設再 編との連携	Δ	∆~×	0	∆~×	×	Δ		
	⑩-1財政負担 の軽減	引越し2回	引越し2回 長寿命コ スト大	引越し1回	引越し2回	引越し2回 長寿命コ スト大	引越し2回		
	⑩-2公共施設再編との連携	庁舎面積 に応じて 可能	庁舎面積 に応じて 可能	可能 民間活力 が期待	不可能	不可能	可能		
	評価まとめ	Δ~Ο	Δ	0	Δ	×	∆~×		
備考		整すとと較的に時スに効め	コストの メリット が少ない	整備 は る る る る 最 も る る も も る る も も る も も も も も	整すととま的い備るコもりでいけんに効はなった。	コストの メリット がない	都市計画 の変問が 膨大にか かる		

5. 評価のまとめ

・これまでの10の評価軸に対する検討内容について、整備パターンごとの評価を一覧表として整理する。

							整備パターン					参考(シミュレート)	
				現在地建替え(一	部は別敷地で確保)	現在地長寿命化(-	一部は別敷地で確保)	移転(全部移転)					現在地建替え
		評価軸			案 ①		案②						SUL BALLY
				①-1庁舎単独	①-2公共施設再編	②-1庁舎単独	②-2公共施設再編	③単独別敷地	③-1移転後、既存庁舎 活用し公共施設再編	③-2移転後、跡地に公 共施設再編施設を整備	案Α	案B	案C
R 	①災害等への 本庁舎立地	リスクに対する	① 立地特性	浸水浅△	案①と同じ	地下×	案②と同じ	移転先による	案②と同じ		浸水浅△	地下×	浸水浅△
防災・1	②災害時にも強い本庁舎構造 ③災害時の対応力・受援力		② 建物特性	耐震性有○	案①と同じ	耐震改修次第	案②と同じ	耐震性有○	用途による	耐震性有〇	耐震性有〇	耐震改修次第	耐震性有〇
減 災 			③ 災害応急対策活動 の拠点	×	案①と同じ	×	案②と同じ	移転先による	ー (避難場所等にできる可能 性△)	ー (避難場所等にできる可能 性○)	×	×	×
機 能 •	④就業環境		④就業環境	0	0	Δ	0	0	(Δ	Δ	0
性能	⑤市民活動		⑤市民活動	Δ	0	Δ	0	0	(0		Δ	0
	高鎌倉らし オ	⑥鎌倉らしさの維持・形成		0	案①と同じ	0	案②と同じ	移転先による	案②と同じ		0	0	×
まちづ	SAINE JUC	11575V	⑥-2 空地の確保	空地少△	案①と同じ	空地少△	案②と同じ	移転先による	案②と同じ		空地なしX	空地なし×	空地あり○
ر ا	⑦本庁舎立地の場所性		⑦-1 意義・精神性	0	案①と同じ	0	案②と同じ	移転先による	活用内容次第	活用内容次第	0	0	0
			⑦-2 交通アクセス	Δ	案①と同じ	Δ	案②と同じ	移転先による	_	_	Δ	Δ	Δ
	⑧整備のスケジュール		8-1 都市計画変更	不要○	案①と同じ	不要〇	案②と同じ	移転先による	案2と同じ		必要×	必要×	必要X
	© IE I/m		⑧一2 埋蔵文化財調査	Δ	案①と同じ	Δ	案②と同じ	移転先による	案②と同じ		Δ	Δ	不要○
	9仮庁舎の整	9-1 の仮庁全の救備		必要△	案①と同じ	必要△	案②と同じ	不要〇	案②と同じ		必要△	必要△	必要△
	◎ IX/1 H • 7 II	um	⑨ー2仮庁舎整備 の費用	約30億円△	案①と同じ	約30億円△	案②と同じ	不要〇	案②と同じ		約30億円△	約30億円△	約30億円△
時間		10-1	建設(現在地分)	1.5万㎡	1.5万㎡ (庁舎1.1万㎡)	0.34 万㎡	0.34 万㎡ (庁舎以外含む)	0 m²	0 m²	活用内容次第	2.87 万㎡	2.51 万㎡	3. 0 m²
間・		本庁舎その	建設(別敷地分)	1.5万㎡	1.9 万㎡	1.46 万㎡	1.53~1.86 万㎡	3.0 万㎡	3.0 万㎡	3.0 万㎡	0.13 万㎡	0.49 万㎡	_
コス		もの財政負 担軽減策の	解体(現在地分)	解体必要	案①と同じ	解体不要〇	案②と同じ	移転先による	活用内容次第	解体必要	解体必要	一部解体△	解体必要
7	⑩財政負担 の軽減及	可能性	長寿命化	_	_	1.2万㎡	1.2万㎡	_	活用内容次第	_	_	0	_
	び公共施		引っ越し	2回△	2回△	2回△	2回△	1回〇	1回〇	1回〇	2回△	2回△	2回△
	設再編との連携	⑩-2 公共施設再 編との連携 と現在地の 活用・他施設	鎌倉生涯学習センター、中央図書館、 福祉センターを複合化	× (本庁舎としての み整備)	O**	ー (本庁舎としてのみ 整備)	O*	× (本庁舎としてのみ 整備)	O*	O*	× (本庁舎として のみ整備、公共 施設再編の取組 は別途)	× (本庁舎として のみ整備、公共施 設再編の取組は 別途)	○ (公共施設再編 の取組可能)
		の削減等の 効果	コスト	Δ	再編による コスト縮減可能		×	0		近用による 縮減可能	Δ	×	Δ
評価のまとめ			△別敷地が必要	○他施設の効果的な 複合化の可能性 再編によるコスト縮 減可能	×コスト	メリットなし	現在	<移転先による> 也施設の効果的な複合化の 生の本庁舎敷地跡地利用の や跡地活用によるコスト網	可能性	×都市計画変 更	×都市計画変更 コストメリット なし	×都市計画変更	

凡例:○-評価できる。 △-相対的にやや評価が低い。 ×-評価が低い。

[※] 単独施設の廃止、休館期間不要、運営・維持コスト等の縮減、借地の解消、跡地のPREによる収入確保 等